

地球のかけら運営規定 「保育所等訪問支援」

第1条（事業の目的）

株式会社デイベンロイ（以下「事業者」という。）が設置する地球のかけら（以下、「事業所」という。）において実施する保育所等訪問支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその障害児に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1）事業者は、保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- （2）事業所の従業者は、保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- （3）事業者はその提供する保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （4）事業者は、前項の規定により、その提供する支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - （ア）当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - （イ）従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - （ウ）指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - （エ）関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - （オ）当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - （カ）緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - （キ）指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
 - （ク）前項のほか、事業者は法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 地球のかげら
- (2) 所在地 : 静岡県沼津市東椎路字中尾 1640-10

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（常勤従業者。児童発達支援管理者と兼務。）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所訪問支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤従業者。管理者と兼務。）
 - (ア) 児童発達支援管理責任者は、利用者の保育所等訪問支援計画（以下、計画という。）の作成に当たり、当該利用者に対する指定通所支援の提供にあたる担当者及び当該利用者に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議（オンラインの活用による会議も可能）を開催し、計画の原案について意見を求めるものとし、計画に位置付けられた内容の支援を行うのに必要な標準的な時間を定めること。
 - (イ) 利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 訪問支援員 1名以上
訪問支援員は、利用者に対して、訪問等による支援を行うものとする。かつ必要な事務を行うものとする

第5条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12/31 から 1/3 までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

第6条（保育所等訪問支援の内容）

事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保育所等の施設への訪問による支援

第7条（利用者からの受領する費用の額等）

- (1) 保育所等訪問支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働省大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定める利用者負担額として、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。
- (2) 事業者は、保育所等訪問支援の提供にあつては、サービスを提供したときに要

した交通費について、その実費を徴収するものとする。

- (3) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- (4) 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

第8条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、サービスの提供に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が保育所等訪問支援の提供を受ける際、利用者の家族は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は沼津市とする。

第10条（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

- (1) 現に保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- (2) 事業者は、利用者に対する保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

第11条（苦情解決）

事業者は、事業所において提供した保育所等訪問支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

第12条（個人情報の保護）

- (1) 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 従業者は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第13条（その他運営に関する重要事項）

- (1) 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年1回～（1人30,000円まで／年）
- (2) 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- (3) 事業所は、障害児等に対する保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。